

# Progress～進歩

一期一会

7年8月号  
2025年8月発行  
三宅税理士法人  
代表社員 鳥越俊佑  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第219号  
発行担当者:山崎 亜紀

夏休みも本番となり、お出かけが楽しみな季節でもありますが、今年も暑い夏となっていますね。セミの鳴き声が少ないというニュースを耳にしました。セミは35度を超えると人間でいう熱中症のようになり動きが鈍くなってしまうとか…。人間以外の生物も猛暑と闘っているようです。熱中症対策として水分・塩分補給・睡眠をしっかり確保する必要がありますので、気をつけながらこの暑さを乗り切りたいですね。

## 今月のテーマ：ダイレクト納付

令和6年8月号のプログレスで税金のキャッシュレス納付について取り上げさせていただきました。キャッシュレス納付には、インターネットバンキングやクレジットカード納付等がございますが、今月はその中でも現在、三宅税理士法人のお客様に勧めさせていただいております**ダイレクト納付**について取り上げさせていただきます。

### 《ダイレクト納付とは》

#### 国税

e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した**後**、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する**手続(右図参照)**

#### 手続き方法

利用に当たっては、事前に**e-Taxの利用開始手続**を行った上、納税地を所轄する税務署へ、専用の届出書を**書面**で提出していただく必要があります

**手数料**：不要です。

**領収証書**：発行されません。納付が完了すると、メッセージが表示されるほか、e-Taxのメッセージボックスに完了通知が格納されます。領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関等の窓口で納付してください。

**納付書**：ダイレクト納付をご利用される場合、確定申告用の納付書は送付されません。

税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能ですが、その場合は事前に納税者本人の納税用確認番号等の登録が必要となります。

#### 地方税

地方税もダイレクト納付が可能です。国税と同じく事前登録した金融機関より納付することができます。

#### 手続き方法

eLTAX（地方税ポータルシステム）利用開始手続を行い、地方税ダイレクト納付口座振替依頼書を作成し、金融機関へ郵送。

弊社ではご希望のお客様に順次ダイレクト納付手続をご案内させていただいております。金融機関へ出向かず納付することにより負担が軽減されるというメリットがあります。三宅税理士法人では国税の届出書作成、地方税の依頼書作成後金融機関へ郵送までお手伝いさせていただいております。ご不明な点がございましたら、いつでもお問合せください。

### <Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**  
今月の開催日は**8月21日(木)**です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。  
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
8月21日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月8日(金)
9月11日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月5日(金)
10月9日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月3日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

### <8月カレンダー>

12	火	*7月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
21	木	*経営計画書作成セミナー-Vision
31	日	*個人事業主の消費税中間申告及び納付期限(振替納税は9/29(月))
		*6月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の3・9月決算法人) *消費税(毎月納付6月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)

31日が日曜日の為、申告・納付期限は令和7年9月1日(月)となります

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。

#### 事前準備(初回のみ)



出典：国税庁HP

### 《ふるさと納税のポイント付与廃止について》

総務省より「寄付に伴いポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止すること」というふるさと納税制度のルールの見直しが発表され、ポイント付与が禁止されることになりました。

ふるさと納税のポイント付与廃止は**令和7年10月1日**から開始されます。寄付金額に応じて付与されるポイントは寄付時のポータルサイトを選ぶ際の参考にもなっていたかと思えます。そのポータルサイト間のポイント付与還元競争は過熱し、「自治体を応援する」という趣旨からずれてきている為ポイント付与を廃止すると発表されました。

ふるさとチョイスなどの大手ポータルサイトからふるさと納税専門サイトまで、すべての仲介サイトを対象に実施される予定です。ただし、クレジットカード決済時に付与される通常のポイント還元は対象外となります。

よって高ポイント付与を希望するのであれば、ポイント付与が禁止される前の令和7年9月30日までに寄付されてはいかがでしょうか。令和7年9月は寄付が集中することが予想されますので、品切れになる返礼品もあるかもしれません。今年は8月中の寄付が良いかもしれませんね。

